

飯塚文化連盟 規約

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 飯塚市の文化各団体相互の連繋と交流、親善を図るとともに、併せて地域文化の向上に資することを目的とする。

(会 の 名 称)

- 第 2 条 この会は、平成 27 年 4 月 1 日に設立し、飯塚文化連盟(以下「この会」という)と称する。事務局を飯塚市飯塚 14 番 67 号のイヅカコミュニティセンター内に置く。

(会 の 事 業)

- 第 3 条 この会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 飯塚総合文化祭に関する事
 - (2) 会員研修に関する事
 - (3) 企画運営に関する事
 - (4) 広報活動に関する事
 - (5) 文化・地域諸団体との連絡、提携に関する事
 - (6) その他、この会の目的に添った事業に関する事
2. 特別事業として飯塚新人音楽コンクールを主催主管する。

第 2 章 構 成

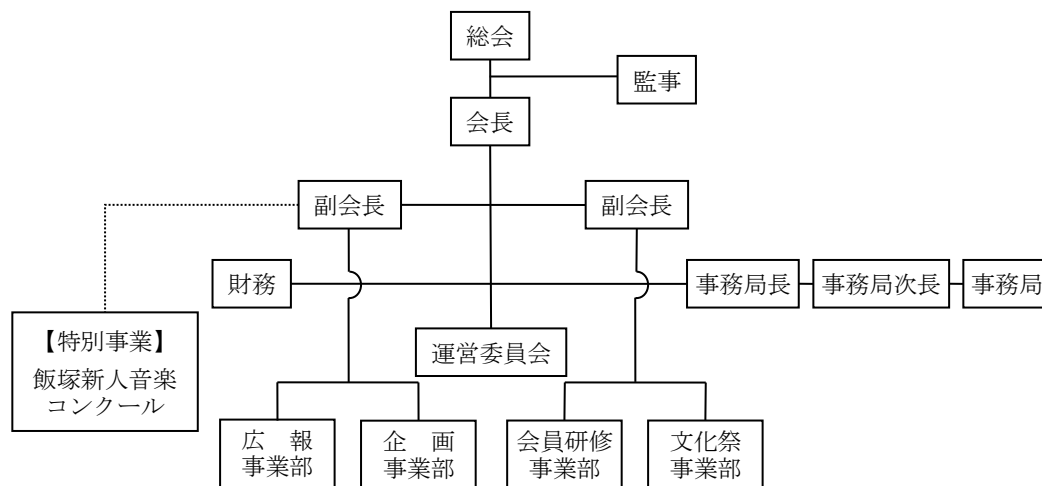
(会 員)

- 第 4 条 この会は、この会の目的を理解し賛同する飯塚市並びに近郊の文化団体及び個人をもって構成する。

(組 織)

- 第 5 条 この会は、次の分野・部門をもって組織する。
- (1) 美 術 分 野＝洋画、日本画、水墨画、版画、写真、書道、彫塑工芸、
商・工業美術等、現代アート
 - (2) 音 楽 分 野＝(邦楽) 吟詠、長唄、三味線、箏曲、尺八等
(洋楽) 歌唱、合唱、器楽等
 - (3) 演 劇 分 野＝演劇、洋舞、能楽、剣詩舞、日舞、民踊、新日舞等
 - (4) 生活文化分野＝茶道、華道、園芸、生活文化等
 - (5) 文 芸 分 野＝俳句、短歌、川柳、文芸等
 - (6) 鑑賞・総合分野＝音楽、演劇、水石、民芸、古美術、郷土研究等

【組織図】



（入会及び退会）

- 第 6 条 この会への入会は、第 1 条の目的をしっかりと認識し、協力していくことを自覚した上で、当該分野の運営委員（1 名）、及び当該部門代表者（1 名）の推薦を受けて会長に届け出、運営委員会の承認を得て認められるものとする。
2. 入会金は 1 万円とする。（ただし平成 28 年度から）
 3. 退会は、退会届を会長に届け出、会長が受理した時をもって認められるものとする。
 4. 会員としての義務を怠り、運営に支障をきたすと認められた時、運営委員会にはかり、随時退会させることができる。

第 3 章 役 員

（役 員）

第 7 条 この会に、次の役員を置く。

会	長	1 名
副	会 長	2 名
監	事	2 名
事 務 局	長	1 名
財	務	1 名
運 営 委 員	長	1 名
各 事 業 部	長	4 名

2. この会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第 8 条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、別に定める選考委員会で推挙された会長候補者を運営委員会で選任し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 副会長・監事・事務局長・財務・名誉会長及び顧問は、運営委員会の同意を得て会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 運営委員長は、運営委員の中から互選によるものとする。
- (4) 各事業部長は、事業部の中から互選によるものとする。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 前項の役員に欠員が生じたときは、運営委員会にはかり補充するものとする。
但し、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 10 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、担当事業部の管理監督を行い、会長に事故ある時は、どちらかの副会長が、その職務を代行する。
- (3) 監事は、この会の経理と事業の監査を行うものとする。よって事業の責任者になることはできない。会議に出席し意見をのべることはできるが、採決権はない。
- (4) 事務局長は、会長の指示により、この会の会務を執行する。
- (5) 財務は、この会の経理を執行する。
- (6) 名誉会長・顧問は、この会の運営等について指導、助言をすることができる。
但し、採決権はない。

第 4 章 機 関

(機 関)

第 11 条 この会に、次の機関を置き、必要に応じて会長が招集する。

- (1) 総 会
- (2) 運 営 委 員 会
- (3) 専 門 委 員 会

(総 会)

第 12 条 総会は、登録団体等の代表者をもって構成し、この会の最高議決機関であつて、定例総会と臨時総会とする。

2. 定例総会は、年度始めに開催し、次の事項を審議、議決する。
 - (1) この会の運営の基本方針に関すること
 - (2) 役員等の選任に関すること
 - (3) 規約の改廃に関すること
 - (4) 予算、決算の承認に関すること
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項に関すること
3. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の要請があつたとき会長が招集する。

(運営委員会)

- 第 13 条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
2. 運営委員会の議長は委員長が行い、次の事項を審議する。
 - (1) この会の企画、運営に関する事
 - (2) 予算、決算に関する事
 - (3) 規約等の改廃に関する事
 - (4) 会長候補の推挙及び会長を除く役員選任の同意に関する事
 - (5) その他、重要な事項

(専門委員会)

- 第 14 条 専門委員会は、この会で必要な業務が生じたとき別に定める規定により運営委員会で選出構成し、会長から提案された案件の企画、運営を分掌し業務を遂行する。

(会 議)

- 第 15 条 この会の機関の会議は、すべて会長が主宰し、構成員の 3 分の 1 以上の出席者を得て成立する。議事は、出席者の過半数をもって定め、可否同数のときは議長の決するところによる。
2. 会議には議長を置き、構成員の中から選出する。

(事 務 局)

- 第 16 条 この会に、事務局を置き、次のように構成する。
- (1) 事 務 局 長 (2) 事務局次長 (3) 事 務 局 員
 2. 事務局員は会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
 3. 事務局員は会長及び事務局長の指示により、この会の活動についてそれぞれ会務を執行する。

第 5 章 財 務

(会 費)

- 第 17 条 この会の会費は、会員が 10 人未満は 6 千円、50 人未満は 1 万 2 千円、50 人以上は 2 万 4 千円とする。
2. 登録団体等は、前項の会費を総会終了後 1 ヶ月以内に納入しなければならない。
 3. 納入した会費は返還しない。

(経 理)

第 18 条 この会の活動に要する経費は、会費・事業収益金・補助金・寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会 計 年 度)

第 19 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 補 則

(専 決)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、この会の活動に関し必要な事項が生じたときは会長が専決執行する。
2. 前項の専決事項については、運営委員会に報告するものとする。

(規 程)

第 21 条 この会には、規約の他、別に定める規程を置く。

(付 則)

第 22 条 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

—— 改 正 経 過 ——

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 22 日一部改正、同年 4 月 1 日から施行。
第 5 条(1)

平成 31 年 4 月 14 日一部改正、同年 4 月 1 日から施行。
第 10 条(2) 第 10 条(3)

令和 7 年 4 月 13 日一部改正、同年 4 月 1 日から施行。
第 17 条

飯塚文化連盟 規程

1. 運営委員会委員

運営委員会委員の選出基準は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員は、年度始めの総会から1ヵ月以内に各部門において選出し届け出るものとする。
- (2) 運営委員の選出数の基準は、次のとおりとする。
 - ① 各部門に所属の数が1団体から10団体までの場合は 1名
 - ② 11団体以上の場合は 2名但し、部門からの選出数が基準を超える場合は、運営委員会の承認を必要とする。
- (3) 運営委員選出の方法は、部門からの推薦または投票等によるものとする。

2. 専門委員会委員

- (1) 専門委員会は、この会の業務に必要な分野、部門により構成する。
構成員数は、執行業務に必要な人員とし、その都度定める。
- (2) 委員長は、会議を主宰するとともに、会議の議長を務める。
- (3) 会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (4) 委員の任期は、当該事業の終了をもって終わりとする。

3. 会長候補選考委員会委員

- (1) 選考委員は、運営委員の中から選出する。
- (2) この委員会は、会長選出に当たって候補者を選考し、その結果を運営委員会に推挙するものとする。
- (3) 委員の人数は、各分野から1名とする。
但し、第1回に限っては、一本化準備委員会がこの職務を行うものとする。
- (4) 委員の任期は、会長候補者が総会において承認された時をもって終わる。

4. 慶 弔

慶弔の表意は、次の区分により行うものとする。

- (1) サークル代表死亡の場合 15,000 円相当の供物
- (2) 役員及び事務局員死亡の場合 20,000 円相当の供物
- (3) その他、特に必要な場合は会長がその都度定める

5. 表 彰

(1) 表彰の種別及び選考基準は、次のとおりとする。

- ① 文 化 賞 飯塚地方在住または出身者で、この会の会員に限らず特別に文化芸術に業績や功績が顕著な人
- ② 特別文化功労賞 この会の会員で、この会または所属分野の広範にわたり業績が特に顕著な人
- ③ 文 化 功 労 賞 この会に10年以上在籍している人で、この会及び当該団体の運営・活動に功績が顕著な人で、当該団体の代表者またはこれに準ずる人。

(2) 被表彰候補者の推薦は、別様式により会長に届け出、運営委員会で被表彰者を審査し、決定する。

(3) 表彰の内容等は、次のとおりとする。

- ① 文 化 賞 表彰状及び記念品料（5万円）を贈る。
- ② 特別文化功労賞 表彰状及び記念品を贈る。
- ③ 文 化 功 労 賞 表彰状及び記念品を贈る。
この賞は5年毎に贈り、重複して贈賞はしない。